

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第二号）

改 正 案		現 行
		<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポートジャマー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジャマーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 株式会社地域活性化支援機構</p> <p>三 （略）</p>
2 3 4	（略）	<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポートジャマー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジャマーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 株式会社企業再生支援機構</p> <p>三 （略）</p>

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第三号）

改 正 案		現 行
		<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポートジヤー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>三 （略）</p>
2 3 4	（略）	<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポートジヤー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 株式会社企業再生支援機構</p> <p>三 （略）</p>

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第四号）

	改 正 案	現 行
2 （略）	<p>（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャーライ）</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジャーライのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>二 （略）</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャーライ）</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポートジャーライのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 （略）</p>
2 （略）		

## 附 則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。